

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市医事衛生基本計画

1 趣旨

宮崎県「第 81 回国民スポーツ大会 医事・衛生基本計画」と連携し、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる医事衛生基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市医事衛生基本計画」を策定する。

2 目的

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下、「大会参加者等」という。）および一般観覧者が十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

3 内容

(1) 医療救護

大会参加者等及び一般観覧者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生に対する取組を推進する。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍および競技会場等における環境衛生の取組を推進する。